〇ふじみ衛生組合議会の議員その他非 常勤の職員の公務災害補償等に関す る条例

(昭和43年6月10日) 条 例 第 6 号)

改正 昭和49年3月8日 条例第3号 昭和50年8月29日 条例第1号 昭和53年3月6日 条例第2号 昭和57年12月11日 条例第9号 昭和61年5月24日 条例第7号 昭和63年3月8日 条例第1号 昭和63年8月26日 条例第4号 平成3年12月13日 条例第7号 平成7年12月1日 条例第1号

平成10年3月2日 条例第1号 平成13年2月27日 条例第3号 平成18年9月1日 条例第2号 平成24年3月16日 条例第2号 平成26年6月6日 条例第3号 平成27年12月28日 条例第3号 平成28年3月4日 条例第2号 平成28年9月5日 条例第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第69 条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(職員)

- 第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者以外の者をいう。(通勤)
- 第2条の2 この条例において「通勤」とは、職員が勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な 経路及び方法により行うことをいう。ただし、公務の性質を有するものを除く。
 - (1) 住居と勤務場所との間の往復
 - (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の組合規則で定める就業の場所から勤務場所への移動(組合規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)
- 2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合 においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としな

い。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって組合規則で定めるものをやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(実施機関)

- 第3条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関(以下「実施機関」という。) は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。
 - (1) 議会の議員 議長
 - (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 管理者
 - (3) その他の職員 任命権者

(補償基礎額)

- 第4条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 議会の議員 議会の議長が管理者と協議して定める日額
 - (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 管理者が定める日額
 - (3) その報酬又は賃金が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬又は賃金の日額(その報酬又は賃金の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が管理者と協議して別に定める額)
 - (4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者 との均衡を考慮して実施機関が管理者と協議して定める日額

(補償基礎額の限度額)

- 第4条の2 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後の日である場合における休業補償(以下この項において「長期療養者の休業補償」という。)に係る前条の規定による補償基礎額が、長期療養者の休業補償を受けるべき職員の休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の4月1日における年齢に応じ管理者が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を長期療養者の休業補償に係る補償基礎額とする。
- 2 前項の管理者が定める額は、法第2条第13項の規定により総務大臣が定める額との均衡を考慮して定めるものとする。
- 第4条の3 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。) に係る第4条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の年金たる補償を支 給すべき月の属する年度の4月1日(以下この項において「基準日」という。)における年齢 (遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、職員の死亡がなかったものとして計算した場合 に得られる当該職員の基準日における年齢)に応じ管理者が最低限度額として定める額に満た

682 「ふじみ衛20」 682

ないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を年金たる補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の管理者が定める額は、法第2条第11項の規定により総務大臣が定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第2章 補償及び福祉事業

(補償の種類)

- 第5条 補償の種類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 療養補償
 - (2) 休業補償
 - (3) 傷病補償年金
 - (4) 障害補償
 - ア 障害補償年金
 - イ 障害補償一時金
 - (5) 介護補償
 - (6) 遺族補償
 - ア 遺族補償年金
 - イ 遺族補償一時金
 - (7) 葬祭補償

(療養補償)

- 第6条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。
- 2 前項の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。
 - (1) 診察
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療
 - (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 - (6) 移送

(休業補償)

第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務又はその他の業務に従事することができない場合において給与又は給与に相当するその他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その勤務又はその他の業務に従事することができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支

給する。ただし、次に掲げる場合(組合規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又 は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

- (1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- (2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合 (傷病補償年金)
- 第7条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。
 - (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
 - (2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。
- 2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。
- 3 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに別表第1に定める他の傷病等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

(障害補償)

- 第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。
- 2 別表第2に定める程度の障害が2以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級に よる。
- 3 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち職員に最も有利なものによる。
 - (1) 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の1級上位の障害等級
 - (2) 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の2級上位の障害等級
 - (3) 第5級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の3級上位の障害等級
- 4 前項第1号の規定による障害等級による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えないものとする。ただし、同号の規定による障

6 8 4 「ふじみ衛20〕 684

害等級が第7級以上になる場合は、この限りでない。

- 5 別表第2に定める各障害等級の障害に該当しない障害であって、同表に定める各障害等級の 障害に相当するものは、同表に定める当該障害等級の障害とする。
- 6 障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病、又は通勤による負傷若しくは疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合には、組合規則で定めるところにより、その障害補償の金額から、従前の障害に応ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行う。
- 7 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに別表第2中の他の障害等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償は、行わない。

(休業補償等の制限)

- 第9条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病若しくは 通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となった事故を生じさせた職員に対しては、そ の療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金 又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。
- 2 実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害者しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者にあっては10日間(10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間)についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあっては傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。(介護補償)
- 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は 障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって組合規則で定める程度のものにより、常 時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、 介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費 用を考慮して管理者が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又 は入所している期間については、介護補償は、行わない。
 - (1) 病院又は診療所に入院している場合
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入 所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を 受けている場合に限る。)
 - (3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として管理者が定めるものに入所している場合

(遺族補償)

第10条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、遺族補償として、その 遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

- 第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。)以外の者にあっては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。
 - (1) 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、60歳以上であること。
 - (2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
 - (3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。
 - (4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2 の第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障がある状態(以下「障害の状態」という。)にあること。
- 2 職員の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に 向かって、その子は、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。
- 3 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順 序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(遺族補償年金の額)

- 第12条 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族 及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の 区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。
 - (1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額(55歳以上の妻又は障害の状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額)
 - (2) 2人 補償基礎額に201を乗じて得た額
 - (3) 3人 補償基礎額に223を乗じて得た額
 - (4) 4人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額
- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が 2 人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の 規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。
- 3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月 の翌月から遺族補償年金の額を改定する。
- 4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償

年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当する に至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

- (1) 55歳に達したとき (障害の状態にあるときを除く。)。
- (2) 障害の状態になり、又はその事情がなくなったとき(55歳以上であるときを除く。)。 (遺族補償年金を受ける権利の消滅)
- 第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当する に至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次 順位者に遺族補償年金を支給する。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。
 - (3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき。
 - (4) 離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき。
 - (5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき (職員の死亡の時から引き続き障害の状態にあるときを除く。)。
 - (6) 障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき(夫、父母又は祖父母については職員の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は職員の死亡の当時60歳以上であったときを除く。)。
- 2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、 その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

(遺族補償年金支給の停止)

- 第14条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。
- 2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。
- 3 第12条第3項の規定は、第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「その増減を生じた月」とあるのは「その支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

(遺族補償一時金)

- 第15条 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。
 - (1) 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。
 - (2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償 年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補 償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

(遺族補償一時金の受給資格者)

- **第16条** 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 配偶者
 - (2) 職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの
 - (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に 掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を 先にし、実父母を後にする。
- 3 職員が遺言又はその者の属する実施機関に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる 者のうち、特に指定した者がある場合には、その者に、同項第3号及び第4号に掲げる他の者 に優先して遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償一時金の額)

- 第17条 遺族補償一時金の額は、第15条第1号の場合にあっては、補償基礎額の400倍に相当する金額、同条第2号の場合にあっては、補償基礎額の400倍に相当する金額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。
- 2 第12条第2項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。 (遺族からの排除)
- 第18条 職員を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。
- 2 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。
- 3 職員の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利 の消滅前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によって遺族補償一時金を受けることができ る先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けるこ とができる遺族としない。
- 4 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受ける

- ことができる遺族としない。職員の死亡前に当該職員の死亡によって遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は 同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる 遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であると きは、その権利は、消滅する。
- 6 第13条第1項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

(年金たる補償の額の端数処理)

第18条の2 年金たる補償の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(年金たる補償の支給期間等)

- 第19条 年金たる補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利 が消滅した月で終わるものとする。
- 2 年金たる補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。
- 3 年金たる補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月 分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、 支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(支払の調整)

- 第20条 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後に支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。
- 2 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(次項において「同一の 傷病」という。)に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受 ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、 その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病 補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。
- 3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなった場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第20条の2 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償があるときは、実施機関は、組合規則で定めるところにより、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

(葬祭補償)

- 第21条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、 葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して組合規則で定める金額を支給する。 (死亡の推定)
- 第21条の2 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた職員若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった職員の生死が3月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又は職員が行方不明となった日に、当該職員は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその航空機に乗っていた職員若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となった職員の生死が3月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

(未支給の補償)

- 第21条の3 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)に、これを支給する。
- 2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序(遺族補償年金については、第11条第3項に規定する順序)とする。
- 3 第1項の規定による補償を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その全額をその1人 に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に対して したものとみなす。

(補償の手続)

第22条 実施機関は、この章の規定による補償(傷病補償年金を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする者から補償の請求を受けたときは、その補償の請求の原因である災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを速やかに認定し、その結果を当該請求した者に通知しなければならない。

6 9 0 「ふじみ衛20〕 690

2 実施機関は、傷病補償年金を支給する旨の決定をしたときは、その旨を傷病補償年金を受け るべき者に通知しなければならない。

(福祉事業)

- 第23条 実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員(以下この条において「被災職員」という。)及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うように努めなければならない。
 - (1) 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - (2) 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業
- 2 実施機関は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業を行 うように努めなければならない。

第3章 審査

(審査)

- 第24条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定 その他補償の実施について不服がある者は、非常勤職員等公務災害補償等審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。
- 2 前項の申立てがあったときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人 及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。
- 3 第1項の審査の申立てについては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に規定する審査 請求の例による。

(審査会)

第25条 組合に審査会を置く。

- 2 審査会は、委員3人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。
- 4 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、組合規則で定める。 第4章 雑則

(報告、出頭等)

第26条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を

受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を 提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

- 2 前項の規定により出頭した者は、組合規則で定めるところにより旅費を受けることができる。 (一時差止め)
- 第27条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、前条第1項の規定による報告を せず、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだときは、実施機関は、 補償の支払を一時差し止めることができる。

(期間の計算)

第28条 この条例又はこの条例に基づく組合規則に規定する期間の計算については、民法(明治 29年法律第89号)の期間の計算に関する規定を準用する。

(通勤による災害に係る費用の一部負担)

- 第28条の2 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(組合規則で定める職員を除く。)は、一部負担金として、200円を超えない範囲内で組合規則で定める金額を納付しなければならない。
- 2 この条例により前項の職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において、 当該職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれその 支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代 って納付することができる。

(委任)

第29条 この条例の実施に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(間間)

第30条 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を 提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、10万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和42年12月1日(以下「適用日」という。)から 適用する。

(経過措置)

第2条 (省略)

(脳死した者の身体に対する療養補償)

第2条の2 この条例の規定に基づく療養(療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。)の給付に継続して、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

(障害補償年金差額一時金)

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、その請求に基づき、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障	害 等	級	額
第	1	級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
第	2	級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第	3	級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第	4	級	補償基礎額に 920を乗じて得た額
第	5	級	補償基礎額に 790を乗じて得た額
第	6	級	補償基礎額に 670を乗じて得た額
第	7	級	補償基礎額に 560を乗じて得た額

- 2 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第8条第6項の規定の適用を受ける者その他 組合規則で定める者が死亡した場合における障害補償年金差額一時金については、前項の規定 にかかわらず、組合規則で定める。
- 3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
 - (1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 4 第12条第2項の規定は障害補償年金差額一時金の額について、第16条第3項、第18条第1項及び第2項並びに第21条の2の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第12条第2項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、「前項」とあるのは「附則第2条の3第1項」と、第16条第3項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「附則第2条の3第3項第2号」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同号」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第18条第1項中「遺族補償」とあり、同条第2項中「遺族補償年金」とあり、及び第21条の2中「遺族補償及び葬祭補償」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替えるものとする。

693 〔ふじみ衛20〕 6 9 3

- 5 障害補償年金差額一時金が支給される場合における第21条の3の規定の適用については、同条第1項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は障害補償年金差額一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該障害補償年金差額一時金」と、同条第2項中「遺族補償年金については、第11条第3項」とあるのは「遺族補償年金については第11条第3項、障害補償年金差額一時金については附則第2条の3第3項後段」とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、障害補償年金差額一時金に関し必要な事項については、法附則 第5条の2の規定の例による。

(障害補償年金前払一時金)

- 第2条の4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が組合規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。
- 2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として組合規則で定める額とする。
- 3 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補 償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が組合規則で定める算定方法に従い当該障害補償 年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
- 4 前3項に定めるもののほか、障害補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則 第5条の3の規定の例による。

(遺族補償年金前払一時金)

- 第3条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が組合規則で定めるところにより申 し出たときは、実施機関は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。
- 2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍に相当する額を限度として組合規則 で定める額とする。
- 3 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因 たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が組合規則で定める 算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
- 4 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第15条、第17条、第21条の3又は次条の規定の適用については、第15条第2号及び第17条第1項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第21条の3第1項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第2項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」と、次条第1項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の

6 9 4 「ふじみ衛20〕 694

額」とする。

5 前各項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則 第6条の規定の例による。

(遺族補償一時金の額の特例)

- 第4条 遺族補償一時金の額は、当分の間第17条第1項の規定にかかわらず、補償基礎額の400 倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額 (第15条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控 除した額)とする。
 - (1) 第16条第1項第3号に該当する者(次号に掲げる者を除く。) 100分の100
 - (2) 第16条第1項第3号に該当する者のうち職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3 親等内の親族又は障害の状態にある3親等内の親族 100分の175
 - (3) 第16条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる者 100分の250 (遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)
- 第4条の2 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第11条及び第13条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第11条第1項第1号及び第3号並びに第13条第1項第6号中「60歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和61年4月1日から昭和61年9月30日まで	55歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳

2 次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの(第11条第1項第4号に規定する者であって第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。)は、第11条第1項(前項において読み替えられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第1項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第13条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号から第4号まで」とする。

昭和61年10月1日から 昭和62年9月30日まで	55歳	56歳

昭和62年10月1日から 昭和63年9月30日まで	55歳以上 57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から 平成元年9月30日まで	55歳以上 58歳未満	58歳
平成元年10月1日から 平成2年9月30日まで	55歳以上 59歳未満	59歳
平成2年10月1日から 当 分 の 間	55歳以上 60歳未満	60歳

- 3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第11条第1項(第1項において読み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあっては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 第2項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢 に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第3条の規定の適用を妨げるもの ではない。
- 5 第2項に規定する遺族に対する第21条の3の規定の適用については、同条第2項中「第11条 第3項」とあるのは、「附則第4条の2第3項」とする。

(他の法令による給付との調整)

- 第5条 他の法令による年金たる給付とこの条例の規定による年金たる補償又は休業補償との調整については、次項及び第3項並びに組合規則で定めるもののほか、法及び地方公務員災害補償法施行令に定めるところによる。
- 2 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について組合規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定(前項を除く。)にかかわらず、この条例の規定(第18条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、当該年金たる補償の種類及び当該法令による年金たる給付の種類に応じ、組合規則で定める率を乗じて得た額(その額が組合規則で定める額を下回る場合には、当該規則で定める額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。
- 3 休業補償の額は、同一の事由について組合規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例(第1項を除く。)の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、当該法令による年金たる給付の種類に応じ、組合規則で定める率を乗じて得た額(その額が組合規則で定める額を下回る場合には、当該規則で定める額)とする。

附 則(昭和49年3月8日条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、(後略)
- 2 (省略)

附 則 (昭和50年8月29日条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項及び第3項 (省略)

附 則(昭和53年3月6日条例第2号)

1 この条例は、公布の日から施行し、(後略)

第2項及び第3項 (省略)

附 則(昭和57年12月11日条例第9号)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

第2項から第5項まで (省略)

附 則(昭和61年5月24日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項及び第3項 (省略)

附 則 (昭和61年12月12日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 (省略)

附 則(昭和63年3月8日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項及び第3項 (省略)

附 則(昭和63年8月26日条例第4号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 (省略)

附 則(平成3年12月13日条例第7号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項及び第3項 (省略)

附 則 (平成7年12月1日条例第1号)

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第5条の改正規定、第9条の次に1条を加える改正規定第11条第1項の改正規定及び第13条第1項の改正規定 平成8年4月1日
 - (2) 第19条第3項の改正規定 平成8年8月1日

697 〔ふじみ衛20〕 6 9 7

2 この条例による改正後のふじみ衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定中療養の範囲に関する部分は平成6年10月1日から、福祉事業に関する部分及び遺族補償年金の額に関する部分は、平成7年8月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

第2条 新条例第12条第1項の規定は、適用日以後の期間に係る遺族補償年金の額について適用 し、適用日前の期間に係る遺族補償年金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月2日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第2条の2の規定は、平成9年10月16日から適 用する。

附 則 (平成13年2月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月1日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の2の改正規定は、平成18年10月1日 から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のふじみ衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に 関する条例第2条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生 した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤 による災害については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月16日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月6日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日条例第3号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のふじみ衛生組合議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成27年10月1日(以 下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 新条例附則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補 償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適 用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に 支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年 法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)第2条の規定による改正前の国家公務員共 済組合法(昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。)による職 域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の 施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部 を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置 に関する政令(平成27年政令第345号)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一 元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82 条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に 規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平 成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共 済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条 第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをい う。) に係るものに限る。) 又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共 済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職 域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及 び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付 等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地 共済経過措置政令」という。) 第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附 則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項 に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を 給付事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読 み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地 共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受 給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法 による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により 国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員 退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家 公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年 金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1

項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務 員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の 支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前のふじみ衛生組合議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償 及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

附 則(平成28年3月4日条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成28年9月5日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合議会の議員その 他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)附則第5条並びに 次項及び第3項の規定は、平成28年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。 (経過措置)
- 2 新条例附則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日までの間にこの条例による改正前のふじみ衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

6 9 8 「ふじみ衛20〕 698

別表第1 (第7条の2関係)

	種			別		傷	病	等	級	倍	数
						第		1	級		313
傷	病	補	償	年	金	第		2	級		277
						第		3	級		245

備考 この表に定める傷病等級に該当する障害については、地方公務員災害補償法施行規則 (昭和42年自治省令第27号)別表第2の例による。

別表第2 (第8条、第11条関係)

	種				別		障	害	等	級	倍	数
				4 4 4			第	1		級		313
							第	2		級		277
							第	3		級		245
障	害	補		償	年	金	第	4		級		213
							第	5		級		184
							第	6		級		156
							第	7		級		131
							第	8		級		503
							第	9		級		391
							第	1()	級		302
障	害	補	償		時	金	第	13		級		223
							第	12	2	級		156
							第	13	3	級		101
							第	14	1	級		56

備考 この表に定める障害等級に該当する障害については、地方公務員災害補償法施行規則別 表第3の例による。